

2013.6.5 ふるさとづくり有識者会議 提案書

弁護士法人虎ノ門国際法律事務所 代表弁護士 後藤 孝典



馬頭観世音



第1部 ふるさとの定義・要件

1 ふるさとの定義

ふるさとの存在構造の多重性

対世界

ふるさとを喪ったものたちによるふるさとの自立を妨げる攻勢に抵抗する陣地としてのふるさと

＝日本は自分のふるさとだ

＝ふるさとの力により日本国家を支えているのだという誇り（この誇りを裏打ちする力を取り戻す）

対日本国内

誇りある生活の場

＝いま、自分の家族とともに生活の糧を得るため、日々働き、休み、憩い、生活している場所。したがって、ふるさとは人によって異なる場所である。逆に、皆、自分自身のふるさとを持っている。だから今暮らしている東京もふるさとだ、と言いうる。

対自分自身

精神的自己確認可能な場

＝自分の生まれ、育った田舎、よく母に連れられて行った母の実家がある美濃輪中の川、田んぼ、迷路のような水路、小さな船、漁具、魚、お祭りなどなど、自分を形成する精神的なものであるから、場所として恒常不変とは限らず、変化することがある。

2 ふるさとの要件、要素＝ふるさと「づくり」の定義

住民が四散し、まったく人が存在していない、外部から来る人もいない状態になっている所を私のふるさとと残念がる者はいても誇れる者はいないであろう。

消極的には、その内側にいる人々がその場所で生活することができるためその外側に出て行くことがない状態と、その外側にいる人々がその内側に訪ね、来り、集まる状態を最低限の要素とするであろう。

→過去にも未来にも「つながる」ふるさとであること

連続性、継続性、恒常性⇔孤立、断絶、一過性

「つながる」要素 物的つながり、精神的つながり、経済的つながり、時間的つながり

@歴史、文化→過去に人の往来がある。

@生活環境→そこに住んで生活できる環境がある。

@人と人、道、インターネット→人の往来・交流が今現在ある。

物的つながり

精神的つながり

経済的つながり

時間的つながり

連続性
継続性
恒常性

ふるさとの要素は、「その土地にある」山、川、温泉、溪谷、海、棚田、林などの自然景観、その土地に「しかない」城、古戦場、古街道、海路、港、鳥居、塔、社殿、寺院、神社、仏閣など歴史的遺構、あるいは近代的電波塔、工場群、倉庫群、港湾設備など、その土地の特性、特徴を梃子として「経済活動」をつくっていくものとなる。

↓

すなわち、「ふるさとづくり」である。

第2部 これは「ふるさとづくり」だったのではと思う、 実体験に基づく事例

私が直接計画作成ないし計画の実行に参画したふるさと事業として、次の2つを紹介したい。

一般社団法人青森りんごグリーントラスト協会@青森県弘前市





青森県弘前市のりんご生産は、原生林マルバカイドウを台木とした接ぎ木という技術を基礎としている農家が多い。このため一般に流通するりんごの実をならすためには15～20年という手間と時間が必要となる。反面、ひとたび放棄をすると害虫が周囲のりんご農家に悪さをするために、長年かけて育ててきた樹を伐採せざるを得ないという。次にまたりんご生産を始めようと思っても、大きくて甘いりんごを生産するための今の技術・ノウハウは失われてしまうだろう。

放棄農家の増加を食い止めるため、弘前市において、他方、都会において、りんごの木を守ろうとするボランティアを集め、農家が1本の木からりんごを生産するに足る1年間の費用を算出し、赤字を出さず「再生産できる価格」でりんごとりんごジュースを毎年買い取ってもらい、りんごの木を守り残そうとする社会活動事業を始めた。毎年1回は、りんご農園で農家と消費者交流の機会を持っている。参加している農家は、GAP（Good Agriculture Practice、適正農業管理、ヨーロッパ発の管理基準）を取得し、ドバイ、スイス、中国等世界の富裕層消費者への美味しいりんごの輸出、低農薬化実験、工業化等あらゆる側面における付加価値化を目指している。注目は集めているが再生産価格での販売の壁は非常に高いのが現状である。

一般社団法人田代島にゃんこ共和国@宮城県石巻



平成23年の東日本大震災で壊滅的被害を受けた石巻湾に浮かぶひょうたん型の島、「田代島」において、全国から献金1億5000万円が集まった。宮城県石巻市田代島は大謀網漁がかつてさかんであり、小さい島ながら1000人の人口がいた。今や60人ほど。猫は人口の約2倍以上。

島に子供はいない。一番年齢の若い者で20代後半。平均年齢71歳。60歳以下の者は10人余り。フジテレビめざましテレビで猫島として取り上げられ「にゃんこTHE MOVIE」というDVDまで発売された。島独特の容姿を持つ猫達を見に、年1万2千人の観光客が訪れるようになっていた矢先、震災が起きた。集まった資金でまた観光客が戻るようにと、猫の健康管理、津波により流されてしまった公衆トイレの建設、地場の産業であった牡蠣養殖をするための牡蠣むき場の建設、島の漁師のための洗い場、冷蔵庫設置を計画、実行中である。

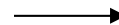
猫達がコロコロとかわいらしく観光客を魅了するのも、その住民がエサを与え健康管理に配慮しているからだ。



ホーム > 3.11 震災後の島フォト

3.11 震災後の島フォト

🔍 写真をクリックすると拡大するにや。



コンクリートの基礎工事以外は津波に持っていかれてしまった公衆トイレ。右は、建て直し中の公衆トイレ。2年の歳月を経て竣工。



ホーム > 「猫島」田代だっちゃ!

「猫島」田代だっちゃ!

> 「猫島」田代だっちゃ!

田代島は宮城県北東部石巻市にある周囲11.5kmの小さな離島です。

大泊と仁斗田の二つの集落からなり、現在の人口は60名ほど、高齢化率は80%、平均年齢は71歳です。60歳以下の者は10人余り、そして子どもは一人もいません。いわゆる限界集落となり、数年後には無人島になる危機の中にあるといわれております。島はようやくここ数年、漁師見習いの若者の移住も手伝い僅かながら後継者が増加しつつあります。

また近年、メディアなどで田代島が猫島として取り上げられて以降は、驚くほど観光客も増加しています。島では昔から、大漁をまねく、海難事故をふせぐなどの言い伝えから、猫神様が祀られているなどして猫が大切にされています。住民の数を上回る猫達は人懐っこく個性豊かで、彼らが自由に暮らす様子は猫島田代のもともとの姿です。

また、田代島は南三陸全華山園定公園にも指定されており、今日に到るまで、大きな開発も行われず、ありのままの雄大な自然がそのまま残っています。海も魚影が濃く、そのため田代島は全国屈指の釣り場となっています。





←牡蠣剥き場を再建した。牡蠣むきも再スタートした。

大勢から集まったお金を適切に管理し、島を復興させようとするボランティアにかかる重圧は計り知れない。

5年、10年後、島にどれだけの人間が残れるか、強い責任感を持って活動している。

ブログアクセス数も多く、若手が中心となり島の様子を適宜公開しているの、外部から来る観光客と島との間にコミュニケーションが生まれている。

観光客が来るため、石巻港と田代島を繋ぐ船も出るようになり、住民の往来にも役立っている。

小さな島の例ではあるが、このような限界集落は全国で少なくないはずだ。

活動の中心となっているのはIターン者ら。

■ プロジェクトの背景

田代島にやんこ・ザ・プロジェクト（現、社団法人田代島にやんこ共和国）は、2011年3月11日に起きた東日本大震災の津波の影響で、漁業に大打撃を受けた猫島で知られる宮城県石巻市田代島の復興を目的に、地元かき養殖に携わる漁師と地元有志が立ち上げた一口支援基金のプロジェクトです。



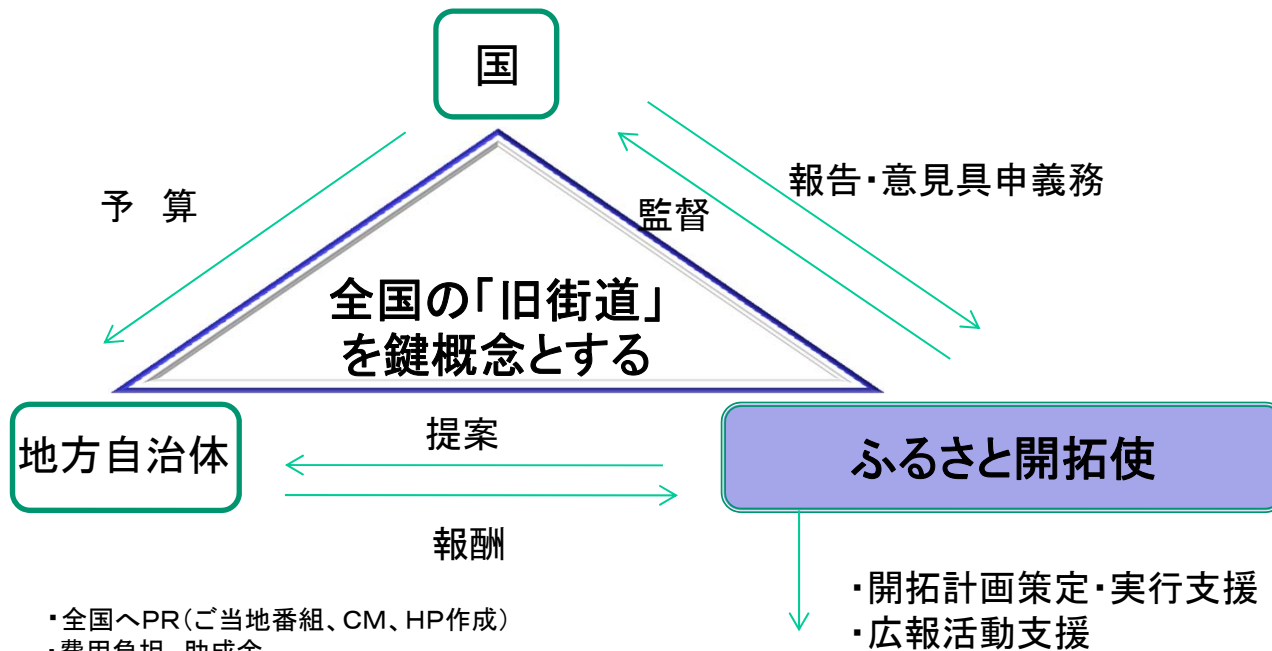
東日本大震災の被害は、漁業と観光が生活の基本であったここ田代島でも大きなものでした。漁の道具、網や船、かき養殖ではかき棚、むき場設備、住宅への被害も多く、島民の8割が高齢者、過疎地で限界集落しかも離島という条件の中で復興と再生を考えた時、最低でも必要な設備などを調える事は個人では難しく公的支援などが頼りとなろうことは明らかでした。しかし、当時その具体的な内容や時期はまったく不明で先のわからない状態でした。

そんな中、実際に使用する目的を明らかにした形で、その活動やありかたを理解し、賛同して下さる支援者を募り、直接働き掛けることで、具体的な復興と再生につなげていこうとの思いから立ち上がった団体です。

以前、釣り客以外の観光客など訪れることのなかった離島は、メディアなどで猫島と呼ばれて以降は島の個性的な猫達を見に若者や家族連れ、さらには海外からの観光客で賑わいをみせるようになっておりました。2008年には約3200人だった観光客が震災前年には4倍近い約1万2300人に増え、それにともない石巻市も島の観光面を支援しようという矢先の被災でした。島を訪れる観光客は直接また間接的に島の生活を支える助けとなり、その人々を招く島の猫達はここ田代島で古くから伝えられるよう、島を守る存在でもありました。

そんな猫達にあやかり、共に復興と再生を目指すことにしました。

第3部 ふるさとづくりのための具体的方法



ふるさと開拓使とは:

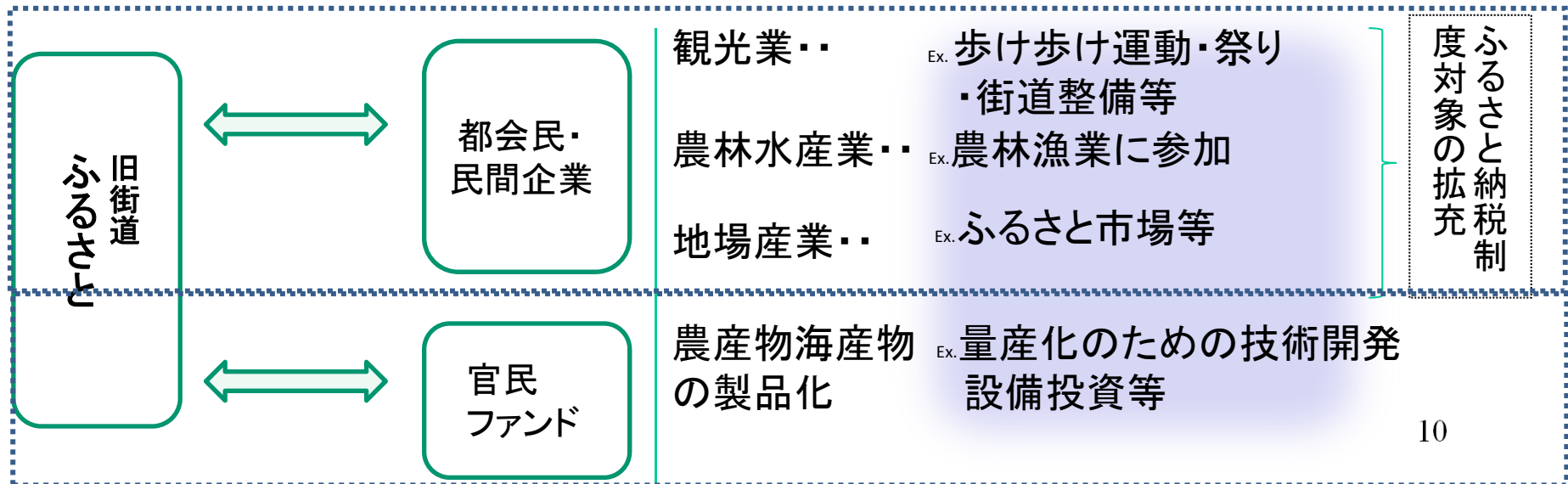
ふるさとの誇り・文化・歴史を全国に伝える代弁者である。ふるさとのリーダーとして地元で支持される存在として深い教養を有す者でなければならない。

独立性の高い特別職公務員とし、国家の認定を受け権限を有し義務を負うものである。

無給の公務員とし、全国の旧街道を基準に各街道に1名以上、総数約300名を認定。

地方の大学内にふるさと開拓使役場を設置
農産物、魚産品、歴史の研究並び講演

- ・全国へPR(ご当地番組、CM、HP作成)
- ・費用負担、助成金



第一 ふるさと開拓使創設の考え方

1 ふるさと開拓使を創設するよう提案する

ふるさと開拓使制度を創設するよう提案する。ふるさと開拓使は、特別法に基づき、国家の予算制度の外で、無給の国家公務員として、特定の地域において、恒常的に、ふるさとを連続性あるものとする業務に従事するものである。

2 特別法を立法すべきである

①ふるさと開拓使は、国家の制度として国家から付与される権限を恒常的に行使することが認められるのであるから、その権限の範囲、権限行使の条件、中央政府の監督に従う範囲、義務等が法律に規定されなければならない。国家公務員法の一部改正も必要である。

②その法的地位は、国家公務員とすべきであるが、一般職の国家公務員とは職務内容をことにするから特別職とすべきである。

3 予算制度の外であること

①まず、ふるさと開拓使は無給とすべきである。有給とすると、その活動は国家予算に縛られることになるが、その業務内容は直接国民に行政法上の公権力の行使を予定するものではないから、国家予算に縛られないものとすべきである。無給であっても、その職務を有償とすることによってその活動の経済的基礎を充足できると考えられる。無給の国家公務員は、公証人、執行官などその例がないわけではない。

②ふるさとづくりは、年余にわたり、一会計年度毎に成果を期待すべきものではないから、国会の予算審議権になじまない。一会計年度主義（憲法86条）の制約下に置くべきではない。

③ふるさとという概念は、地方自治体の固有性に結びつくものではなく、地方自治体を超え、それを包摂して、各地域を連続して結合する文化に根ざすものである。地域再生法（平成17年、法律第24号）にもとづく地域再生制度が、「ふるさと再生」の観点からすると、大きな成果をあげたとは言いがたい（参照、地域再生計画認定制度等の事後評価に関する調査報告書（概要）、平成17年度内閣府経済社会総合研究所委託調査）理由は、再生計画認定申請が各地方自治体に求められていた点にある（同法5条）。地方自治体は国の会計年度予算主義に縛られている点と、「ふるさと」は「地方自治体」と必然的に結びつくものではなく、ブツ切れの「地方自治体」を超えた文化的、歴史的結合だからである。

④ふるさと開拓使は、地域活性化に資する支援人材制度に対する批判（参照、平成22年度地域経済産業活性化対策調査（地域におけるキーパーソン活用・支援方策に関する調査等事業）報告書日刊工業新聞）を克服する存在でなければならない。

特定の街道沿いの一帯について豊かな知識を有する自発的な専門家として構想される（具体的には第三参照）。

＜参考資料＞ 各支援人材制度の実施期間一覧
各事業の実施期間一覧は、下記の通り。

No	事業名	時期	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	地域活性化伝道師	平成18年度～						
2	観光のススメ	平成14年12月～						
3	産業振興プロデューサー	平成20年6月～						
4	地域に飛び出す 公務員ネットワークの会	平成20年度～						
5	地域産業おこしに燃える人の会	平成15年度～						
6	地域中小企業サポーター	平成19年度～ 平成20年度						
7	地域人材ネット	平成21年度～						
8	人材力活性化研究会	平成22年度						
9	中国地域の中山間地域 地域産業振興手たちの挑戦	平成20年度						
10	フォーラム 西園チヨコ!!	平成21年度						
11	地域再生マネージャー	平成16年度～ 平成21年度						
12	地域力創造アドバイザー	平成21年度						
13	地域ブランドアドバイザー	平成19年度～						

1-4 既存の支援人材制度の概要

「1-3 既存の支援人材制度の調査結果」のNo.6 調査及び地域におけるキーパーソン活用・支援方策に関する研究会の委員からのヒアリング等の結果より、下記の現状と問題点を抽出した。

【現状】

- ① これまでの支援人材制度は、核となる人材の選定・並用に際しての委員会の設置、そして認定、発表等、いずれも、当該人材のモチベーションやステイタスを高める努力がなされている。
- ② 各支援人材制度は、活動目標を掲げ、その実績・成果が報告されているが、地域活性化という視点での数値目標（出口戦略）を設定し、その成否を報告しているものは見られない。
- ③ 単年度の事業運営の限界を克服するため、3ヵ年の継続事業として取り込まれた例にも見られる通り、継続を目的とした活動組織の設立等、新たな事業形態が模索されている。
- ④ 支援人材制度を運用する省庁の地方組織を活用しているものは見られない。

【問題点】

- ① 単年度事業であるため、地域活性化のための継続的な活動につながらない。
- ② 地域のおかれている現状と派遣された人材とのミスマッチがある。
- ③ 派遣された人材が何でも自分でやるので、地域リーダーとなる人材が育たない。
- ④ 国と地方公共団体、省庁間に組織の壁があり、連携がとれていない。
- ⑤ 地方自治体に所属している人材は、活動の範囲が所属する組織内に限定されているため、技術のマッチングや取組拡大などの活動では限界がある。
- ⑥ 支援人材を地域に派遣すること、講演会等を開催すること自体が目的とされ、成果を問われていない。
- ⑦ 地域に供付く地域リーダーに対する支援（施策）が行き届いていないため、新たな活動に結びつかない。
- ⑧ 波及効果の検証やフォローアップ等が行われていないため、継続的な活性化を続けていく知見が乏しい。
- ⑨ 失敗事例の要因分析が生かされていないので、次につなげる仕組みづくりが必要。
- ⑩ 地域活性化のための解決策を誰に相談してよいかわからない。

※地域において組織を引っ張っていく人材を「地域リーダー」と表現する。

第二 「ふるさと」とは街道である

①飛鳥時代以前から西国と東国を結ぶ街道が存在したことが知られているが、日本列島全域に街道と海路が発達したのは、江戸時代における参勤交代制度によるものであった。かかる交通路の発達には、各地に手工業、特産品を発達させ、宿場、神社仏閣、名所旧跡を保存させ高度な産業文化を発展させただけでなく、その土地の文化的発展を他地域に運び、伝え、拡散し、それと交換的に、他地域の産業的文化的発展物を当該地域にもたらした。つまり、江戸の文化を各地域にもたらし逆に各地域の自生の文化を江戸に運ぶだけでなく、あらゆる地域文化の相互較正的発達を実現した。このため、天皇制が時間を越えて縦に日本の国柄を貫いたのに対し、街道と海路は日本の骨格を横断的に形成した。

②日本における「ふるさと」概念の基底部には、旧街道と海路が文化的、歴史の実体として存在している。各地域の産業、特産品は旧街道沿いに存在し、神社仏閣、名所旧跡は旧街道に沿って点在している。旧街道を鍵概念として各地の産業、特産品を看れば、当該地域にいかなる製品の生産が適しているか、いかなる産業が歴史ある家業として現在も生き続けているかを知る事ができ、旧街道を鍵概念として各地の宿場、港湾、神社仏閣、名所旧跡を看れば、当該地域の祭りや歴史を知り、いかなる観光業に将来性があるなどを知ることができる。街道は農工に対し流通であり、士農工に対して商である。

③市町村、山間、漁村、地域において「ふるさと」概念を構成する実態の中に、農業生産能力、工業生産能力、観光業的生産能力ないし生産潜在能力が実在していることを承認し、これが存在を熟知する各地域密着型諸団体の指導的地にある人人に、各地域の生産拠点に対して商的流通を担う能力があることを承認して、かかる商的流通活性化のための触媒として、かかる人人に一定の条件の下に国として承認の印を付与して、「ふるさと」の各地域を農業、工業、観光業等の商的開拓をするものである。

④本提案は、ふるさとの再生を、「ふるさと開拓使」の創設を中心として、「歩け歩け運動 街道の整備」を物的側面から、「ふるさと帰郷計画」、「ふるさと物品産品開発」を精神的側面から、「ふるさと開拓ファンド」を経済的側面からと立体的に構成しようとするものである。

第三 国家認定「ふるさと開拓使」制度の創設

1 認定

特定の街道に関する知識、地域農業、地場産業、地域の特産品、地域の産業技術についての知識を有していること並びに自らが担当する旧街道を踏破していることを一つの条件としたい。大学准教授並みのレベルを有するものを、特定の指定街道ごとに、例えば、5宿場ごとに1名以上、旧五街道のように長大な街道については10名以上、平均としては各街道5名、全国で見れば合計で300名前後を「ふるさと開拓使」として認定する。

かなり広範囲の分野に於ける経験と知識を要するため、総務省、地方自治体等での地方行政と国家行政に明るい人材が、ある程度、必要となる。総務省、地方自治体勤務を退任された方々が必要となるであろう。

2 料金報酬

登録を受けた開拓使は、国から報酬等は支給されないものとし、開拓使から指導、支援を受ける者ならびに開拓使からの提案を受ける国及び市町村等地方行政団体から料金報酬を受けることが出来るものとする。

3 登録

「ふるさと開拓使」となる者に対しては、約300名に限り、登録料を徴収して氏名等を登録し、登録票を交付するとともに各地方の大学施設内に事務所を設置する。国は、登録者を公表する。「ふるさと開拓使」はその地位に相応しい榮譽を受ける。

4 報告

登録「ふるさと開拓使」は、担当大臣の監督下に置かれ、毎年、その活動状況を報告しなければならない。また、ふるさと開拓使間での情報交換を密にする必要から、1、2ヶ月に一度は、集会を開く事を義務づける。

5 再登録

登録の有効期間は、三年程度に限定し、簡単な検査によって、再登録を認める。

6 権限

登録「ふるさと開拓使」は、有償または無償で、特定の指定街道、及び本計画に定める「ふるさと」開拓事業に関連して、何代も家業として承継されている地場の産業、産品、技術、農耕の方法、漁業の方法、老舗の歴史、街道並びに近傍の歴史等に付き、成人及び大学、高校、中学の学生、児童に対し、公的施設における催し、ラジオ放送番組、テレビジョン放映番組などに出演して、解説する責任をになう。

7 ラジオ放送番組、テレビジョン放映番組の買取

国は、ふるさと開拓使が、前項規定の家業、老舗等をラジオ放送番組、テレビジョン放映番組を通じて周知させるため、必要に応じ、定期的ないし不定期的ラジオ放送番組、テレビジョン放映番組のスポンサーとなる責務を負う。

8 ふるさと開拓使役場

国は、登録開拓使に、無償で、地域の大学と提携して、同大学において事務室を設ける便宜並びに研究施設利用、研究室利用の便宜を提供し、併せて、登録者に本計画に関する研究内容、実践結果を出版、講演、講義する便宜を提供する。事務所（研究施設）内に2, 3人の事務員を持つことが認められる。

9 法的地位

法的には、担当大臣から委嘱を受けた無給の一般職国家公務員と構成するより、担当大臣から委嘱を受けた、かつ担当大臣の監督下にある、無給の特別職国家公務員と構成する方がその職務内容に相応しいであろう。

10 全国ふるさと開拓使協会

登録開拓使は、相互の情報交換とふるさと開拓使共通の利益をはかるため、全国ふるさと開拓使協会を組織する。

全国ふるさと開拓使協会は、一に限って設立されるものとし、登録ふるさと開拓使はすべてこれに所属しなければならない。

全国ふるさと開拓使協会は事務所ならびに事務責任者を定めなければならない。事務責任者に、呼称として、協会長等の名称を付すとしても、行政法上の特別な権限を有しない。

担当大臣は、ふるさと開拓使にかかる事項につき、全国ふるさと開拓使協会を監督する。

11 立法

国は、ふるさと開拓使創設のため、「日本再生ふるさと開拓使設置法」を制定し、所要の立法措置をとる。同法には、本「日本再生ふるさと開拓計画」案に記載する、ふるさと開拓使に対し権限を付与する事項、及びふるさと開拓使の権限行使を規制する事項、街道が通過する地方公共団体との調整を要する事項、国に対する報告事項、全国ふるさと開拓使協会に関する事項等「日本再生ふるさと開拓計画」の全般を包含するものでなければならない。

第四 歩け歩け運動の創設

1 歩け歩け街道の指定

担当大臣は、江戸幕府直轄の旧五街道（旧東海道、旧中仙道、旧甲州街道、旧日光街道（例弊使街道、壬生街道も含む）、旧奥州街道（女石まで））並びに江戸時代の参勤交代に使われた旧街道を中心に、主として末尾に記載した62街道を念頭に、北海道から沖縄までの新旧の街道を、歩け歩け街道として指定し、これを公表する。

街道の指定は、その始点、終点、位置、幅、一里塚、追分、旧来から設置されている主要な標識を示してするものとする。

街道の指定は、あわせて、ふるさと開拓使の行政法上の権限が及ぶ範囲を、その長さ及び幅を示してするものとする。ただし、その範囲は、地方公共団体の行政法上の範囲と一致することを要しない。

2 案内、解説

ふるさと開拓使は、有償で、特定の指定街道に付き、成人及び大学生、高校生、中学生、小学生、児童に対し、当該街道の案内人（教育者）となるほか、地場の技術、産業、産品、農耕の方法、漁業の方法、その他歴史等を解説することができる。

開拓使より学んだ小中学生を含む地元民が、自らふるさと案内人としての経験を積むことにより経済的な潤いと地元の歴史に自信と誇りを取り戻すことにもなると考える。

3 標識設置

国は、登録開拓使の上申に基づき、第一項の指定街道にかかる追分地点、左折ないし右折地点、その他街道がいずれの方向に向かっているかが分かりにくい地点、その近傍に著名神社仏閣又は名所旧跡が所在する地点、その他街道の歩行にあたって危険箇所を表示する必要がある地点に、街道標識を立てることができる。上記標識には、その一部として、無償で、トイレの位置、また有償で、近傍の食堂、コンビニ、旅館等の所在地を示す広告標識をあわせ設置することができる。登録開拓使は、これら標識を設置後、その場所、内容（徴収した料金を含む）を、当該標識の所在する地を管轄する地方公共団体を通じ、担当大臣に、報告しなければならない。

歩いていて一番の不安は、道を間違えていないか、食事ができる場所・食堂はどこにあるのか、トイレはどこまで行けばあるかというような事である。あとどれだけ歩けば、食事が出るかなどわかれば、歩くのがもっともっと楽しくなるはずである。

4 ふるさと街道地図作成

ふるさと開拓使協会は、第一項の街道の所在場所を示すふるさと街道地図を作成し、有償で、一般に頒布することができる。

ふるさと街道地図は、精密な地形、高低を示すことを主目的とするものではなく、指定街道を歩行する者に歩行する上での便宜を提供することを主目的として作成されなければならない。

ふるさと街道地図は、指定街道の位置、指定街道近傍の神社仏閣、名所旧跡、山岳、湖池沼、道路法上の国道、県道等との位置関係を明示し、食堂、トイレの位置を表示するものでなければならず、第一項規定の、歩け歩け街道の指定要件をすべて記載するものでなければならない。

第五 歩道開拓整備事業

1 歩道整備

国は、指定街道のうち、道路法上の道路である部分並びに、道路法上の道路ではない部分であって歩行の困難ないし道路を走行する車両により歩行することが危険である部分について、高齢者ないし学童が歩行の困難ないし危険を感じないように、整備をしなければならない。国は必要な予算措置を講ずる。

実際に歩いた経験上、真っ直ぐに走る国道が、地形に合わせて曲がりくねっている旧街道を串刺しにして、寸断するように造られているところが多い。また旧街道が姿を消してしまい、その旧街道の位置が現在の国道になってしまっている箇所、歩道がない箇所ないし歩道部分の表示のない箇所は、歩くものにとって極めて危険である。旧街道の歩道の整備をすることにより、旧街道が災害時の逃避道としての役割も担えらるゝと考える。

また、常に歩道（街道）整備を必要とするため、その要員（地域の消防団員等を含める）はすべて地元民を雇うこととする。地元の雇用プラス治安にも良い影響があるはずである。

2 意見具申

ふるさと開拓使は、上記道路部分に該当する部分並びに歩行困難ないしは危険性の程度を特定した上、その整備方法に付き、国または関係地方公共団体に意見書を提出することができる。

第六 ふるさと開拓事業

1 考え方

本計画は、「ふるさと」を肉体労働をもって自然に働きかけ生産する場と定義しなおし、都会民をかかるとの意味での「ふるさと」に接近させ、導入させ、生産に参加させ、収穫物を取得させ、そうすることにより、経済的利益を「ふるさと」構成員に取得させ、他方、都会民に「ふるさと」における生産活動に参加する喜びを実現させようとするものである。これを実現する手段として、ふるさと開拓使の指導の下に、非農民（農地法上の農民に該当しない者）が農民の監督ないし指揮下で農業に参加すること、非漁民（漁業法上の漁業者ないし漁業従事者に該当しない者）が漁業者または漁業従事者の監督ないし指揮下で漁業に参加する方法を採用する。

2 実行方法

(1) 契約締結

①ふるさと開拓使は、地方公共団体と協力して、非農民が農業に非日常的に一定期間、農業に参加することについての、非農民と農民との間の「農耕等参加契約」に関する①典型契約書を作成し、同契約の締結の仲介並びに下記（3）の教示、同（4）の教示を行う。

②契約書には、農民参加によって非農民に発生するかもしれない損害と、農民に発生するかもしれない損害を特定し、また上、相互に相手方は当該損害が故意によって発生したものでない限り損害賠償義務を負わない旨を規定する。

③地方公共団体は、その契約書の登録、保管、統計、公表等の事務、その他ふるさと開拓使との調整、下記寄付金とは対価性のない行政サービスを行う。

(2) ふるさと納税制度

①契約は、原則、有償とし、下記の②と③のうち、どちらか、または両方を非農民が支払うものとし、非農民は、下記の③の対価、または自己が提供する労働の対価の性質を有するものとして、農民からなんらかの農産品を受取る旨を規定する。

② ふるさと納税制度（地方税法314条の7、寄付金税額控除制度）を利用し、「農耕等参加契約」締結農民の所属する市町村に寄付し、領収証の送付を受け、自己の確定申告書に添付する（金額は2000円以上、通常の子供二人、夫婦、年収700万円の人であれば年間4万円程度なら、住民税、所得税が3万円5000円程度控除される）。

③非農民が直接農民に支払う。

(3) 「ふるさと開拓使」の教示行為。

①非農民に対する農業参加の具体的方法（ex最適農産物の耕作方法、施肥方法）の指導、種、種根菜類の入手方法の教示

②非農民に対する農地賃貸借の奨励（賃貸借自体は農業委員会の管轄）

(4) 祭りへの参加についての教示

ふるさと開拓使は、非農民も非漁業者も、農民や漁民が地元の神社仏閣において催される祭礼、お祭りに、自然への収穫、漁獲の感謝をこめて、観光客としてではなく、地元民の一員として一緒に参加するよう、祭礼についての歴史等の解説を加えて教示する。

(5) 国、地方公共団体との調整

従来、農林水産省が主催してきたグリーンツーリズム等、文化庁が主催してきた国民文化祭等、地方公共団体が主催ないし助成してきた祭り等との調整を行う。

第七 ふるさと市場（いちば）事業

1 考え方

「ふるさと」を構成する農村、漁村、山村には自然の中に生育する動植物魚介類が自生しており、これら自生品や、これら自生品に手工業的加工を加えた生産品を主として都会民に対して恒常的に販売する計画が考えられる。しかし、これら自生品ないしは手工業的加工品を販売することを目的として、大都会においては各県ごとのアンテナショップ物産店として、あるいは「道の駅」としての販売店舗がかなり大規模に存在しているので、「ふるさと開拓計画」としては、これら自生品ないしは手工業的加工品を季節的ないし定期的に販売することを計画する。

観光業と併せ、宿場、宿場で土日に定期的に朝市を開催する事も同時に検討したい。

2 実行方法

(1) 指定街道の近傍に組織された近隣住民で組織される任意団体ないしは地域組合が主催団体となり、各指定街道の近傍に存在する神社仏閣、名所旧跡に接続する集会場所あるいは広場、ないしは地域の公民館を開催場所として、定期的（例えば、毎月〇の日、毎週土曜日など）あるいは季節的に（例えば、春分の日、秋分の日、〇〇神社祭礼日）ごとに、加工品を有償販売する。この開催日が、当該神社仏閣等の祭礼日と重なる場合には、前記「第五 ふるさと開拓事業」の「4 祭りへの参加についての教示」もこの開催場所で行うこととし、必要な調整を行う。

(2) 「ふるさと開拓使」は、ふるさと市場事業主催者に対し、有償または無償で、販売すべき自生物ないし加工品を推薦する。

第八 ふるさと開拓ファンド事業

1 考え方

各指定予定街道の近隣で自生ないし栽培する植物、動物、鉱物、海産類を原料ないし材料として誘導される化学物質ないし工業的に製造される製品、商品はきわめて種類も多く豊富であるが、それらを製品あるいは商品として販売可能な段階まで工業化するには、工業化の最終段階で、大量製造技術ないし商品製造方法を完成しなければならない。しかし、そのためには多大な資金を必要とするのが通常である。ところが、各指定予定街道の近隣では投資資金保有者は稀有に近く、当該地域でかかる必要資金を調達することは極めて困難であるし、地域銀行や都市銀行は、かかる新規事業に投資する資金を供給する能力も気概も失って久しい。他方、国の行政機関が関与する助成金は、あくまで助成金に止まり新事業投資資金としては著しく不十分である。このため、大量生産技術ないし商品製造方法は完成せず、製品化、商品化は停滞してしまっている。この事態の上に、わが国がTPP条約に参加することとなれば、これら農村、漁村に基礎を置く製品化、商品化は決定的に遅延するか、製品化、商品化をあきらめるほかない事例が出来ることが予測される。このため、この事態を急速に打開するため、民間資金の呼び水として、国家資金を事業資金として投下する必要がある。

しかし、かかる大量生産ないし商品製造は、各指定予定街道の近隣で自生ないし栽培する植物、動物、鉱物、海産類を原料ないし材料とするものであるから、これらを収集し供給する農民、畜産業者、漁民等がかかる技術ないし生産方法の完成に多大な利害関係を有する。また農産物海産物等工業に優良な当該地域の労働力を確保する観点からも、新事業投資資金は、可能な限り、これら原料材料供給者となる農民、畜産業者、漁民等から集めることが望ましい。また、かかる新事業は、安倍政権の日本再生のための三本目の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」を農村漁村等において実現する手法として位置づけるものであるから、民間資金が安心して投資されるよう、呼び水として、国も一部資金を投資すべきである。しかし、かかる目的を実現するには、投資者保護の観点からも、国に利益を確保する観点からも、既存の法律の改正作業等を必要とする。

なお、すでに、①農産物等を生産、加工、販売まで含んだ六次産業化の観点から事業計画の推進がなされているが、本件ファンド事業は、「農山漁村の産業化」ではなく、「農産物漁獲物」を原料とする大量生産技術の工業化の最終段階を実現しようとするものであるから、目的が異なる。ただし、販売も産業として捉えることは可能であるし、六次産業化の対象として扱われている物品は、主として、農業生産物、漁業生産物の加工品であるから、本計画との統合が考えられる。また、②農業生産物、漁業生産物の商品化については、すでに「農商工連携事業」（「工」と「商」が主体となったものを含む）、そして中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新支援事業（サービス分野も含む）が実施されているところであり、これらはいずれも、本計画が実現しようとする「ふるさと再生」の観点からは同じ目的を実現することとなる事業であると捉えなおすことができるので、これらと統合する方が考えられるべきであろう。また、この事業は、国が税金を支出する公共事業ではなく、事業ファンドの有限責任社員として投資する、収益を追及する官民事業ファンドである。

2 実行方法

(1) 農産物海産物等工業化事業ファンド

国は、各指定予定街道の近隣で自生ないし栽培する植物、動物、海産類を原料として誘導される化学物質ないし工業製品を、安価に市場に販売する目的をもって、大量生産技術ないし商品化技術を完成させるための事業資金を、各指定予定街道の近隣でかかる工業製品の原料となる自然自生・栽培物を収穫することを日常の業務とする農民、牧畜民、漁民等ないしそれらを組織化する事業体から出資ないし社債等の応募により集めるものとし、かかる事業者の資金取得活動を助成するため、農産物海産物等工業化事業ファンドを組成し、概略次のような構成とする。

(2) 仕組み

農産物海産物等工業化事業ファンドを、安倍政権の日本再生のための三本目の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」を農村漁村等において実現する手法として位置づけ、原則として、各指定街道ごとに一つの農産物海産物等工業化事業ファンドを設立する。原則として、全国に約60の農産物海産物等工業化事業ファンドを設立する。各ファンドの出資金は、原則として、10億円と想定する。一ファンドにつき、原則として、5つ以下の事業ないし工場に対し投資することを想定する。1つの工場に対する投資金額の総額いかににかかわらず、本計画が関与する同工場に対する投資額は、原則として、10億円以下と想定する。農産物海産物等工業化ファンドの司令塔の役割を果たす組織として、担当大臣の管轄の下に、預金保険機構の100%子会社として株式会社農産物海産物等工業化支援機構を設立する。

なお、中小企業金融円滑化法期限切れ後の諸施策が一段落したときは、地域経済活性化支援機構法64条の趣旨に基づき、同法を一部改正して、株式会社地域経済活性化支援機構と株式会社農産物海産物等工業化支援機構を統合することも考えられる。

(3) 投資額

出資金は、一ファンドにつき、民間から2億5000万。地元銀行5行から1行あたり1億。国から2億5000万、合計10億、借入金総額は40億円を限度として想定する。国は本事業遂行のため、預金保険機構を通じて株式会社農産物海産物等工業化支援機構に150億円を出資し、株式会社農産物海産物等工業化支援機構は同額を出資総額として各ファンドに対し2億5000万円を上限として出資する。債権者を金融機関とし、債務者を各ファンドとする主債務につき、株式会社農産物海産物等工業化支援機構は総額2400億円を限度額とする借入保証枠を設定する。各ファンドはその出資金の4倍まで金融機関等から借入することができる

3 事業計画策定

ふるさと開拓使は各農産物海産物等工業化事業ファンドにつき、無限責任組合員の選定、有限責任組合員（銀行、民間人を含む）の選定、5以下の投資対象事業の選定を行い、各投資対象事業の事業者が策定して提出する事業計画書に基づいて、かつ、中小企業診断士の協力を得て、各投資対象事業ごとに投資事業計画を策定して、担当大臣に提出する。同計画は、期間を10年以内とし、投資資金の回収方法をさだめなければならない。

4 立法

立法の目的として、日本再生のため民間投資を喚起する成長戦略を農村漁村等において実現する手法として位置づけ、原則として、各指定街道に一つの農産物海産物等工業化事業ファンドを設立すること、同ファンドの組成を円滑ならしめるべく、金融商品取引法、投資事業有限責任組合契約に関する法律を一部改正する部分を含む「（仮称）農産物海産物等工業化投資事業有限責任組合特別措置法」を立法し、次のような規定を設けるものとする。

①預金保険機構の100%子会社として株式会社農産物海産物等工業化支援機構を設立すること、株式会社農産物海産物等工業化支援機構は農産物海産物等工業化事業ファンドに出資すること、株式会社農産物海産物等工業化支援機構は農産物海産物等工業化事業ファンドの金融機関借入金につき保証すること、その保証の限度額、保証料

②農産物海産物等工業化事業ファンドの無限責任組合員は、組合の業務を執行するに当たり、「ふるさと開拓使」の意見をきかなければならないこと。

③株式会社農産物海産物等工業化支援機構は農産物海産物等工業化事業ファンドに有限責任組合員として出資すること

④出資金拠出者の公示方法

⑤借入金の限度額、借入金の返済方法

⑥余裕金の運用方法、利益及び損失の分配割合、組合の存続期間、解散事由、清算方法、残余財産の分割方法

⑦本計画と、六次産業化事業、農商工連携事業、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新支援事業とを統合する場合には、本計画との調整にかかる所要事項、本ファンドからの事業資金投資対象の選定基準等

⑧株式会社農産物海産物等工業化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構と統合する場合には、本計画との調整にかかる所要事項

以上

歩け歩け街道 一覧

- 1.北海道 ガーデン街道（旭川～富良野～十勝）
ふゆスパ街道
- 2.旧奥州街道 宇都宮宿—女石追分まで
陸奥女石追分から—津軽三厩まで
- 3.東山道（大和国—伊勢—尾張—美濃—神坂峠—天竜川—杖突峠—諏訪—雨境峠—碓氷峠）
- 4.旧日光街道 日本橋—宇都宮宿 例幣使街道、壬生街道、千人同心街道
- 5.旧甲州街道 日本橋—下諏訪
- 6.旧東海道 日本橋—京都三条大橋
- 7.旧中山道 日本橋—京都三条大橋
- 8.三州街道（伊那街道） 中山道塩尻—柚路峠—三河足助—岡崎
- 9.下仁田海道 中山道本庄—中山道借宿
- 10.信州街道 高崎—須坂福島
- 11.佐久甲州街道 中山道岩村田—葦崎
- 12.秋葉街道（塩の道、遠信街道、中馬街道）
- 13.千国街道（塩の道、糸魚川—中山道塩尻）
- 13.北国街道 中山道追分—新潟県出雲崎
- 14.三国街道 中山道高崎—新潟県寺泊
- 15.足尾銅山街道 足尾銅山—群馬県平塚
- 16.陸前浜街道
- 17.羽州街道
- 18.奈良街道・大和街道、
- 19.京街道、
- 20.丹波街道、
- 21.宮津街道、
- 22.九里半街道、
- 23.因幡街道（播磨国姫路—因幡国鳥取）
- 24.但馬街道（姫路—生野峠—城崎）
- 25.上方街道（智頭街道）
- 26.旧西国街道 京都東寺—下関
- 27.唐津街道
- 28.島原街道（諫早—愛野）
- 29.日田往還（日田—山家、日田—久留米、日田—別府、日田—熊本）
- 30.人吉街道（八代—鹿児島、坂本—日向街道妻町）
- 31.日向街道（小倉—鹿児島、佐土原—国分）
- 32.豊後街道
- 33.長崎街道 豊前小倉—長崎
- 34.薩摩街道 山家宿—鹿児島城
- 35.熊野古道
- 36.高野街道
- 37.伊勢参宮街道
- 38.金比羅五街道
- 39.四国遍路道 霊山寺—大窪寺
- 40.今治街道

- 41.伊予街道
- 42.宇和島街道
- 43.大洲街道
- 44.河北街道
- 45.小松街道
- 46.讃岐街道
- 47.志度街道
- 48.長尾街道
- 49.宿毛街道（東、西）
- 50.高松街道
- 51.多度津街道
- 52.土佐街道（東、北）
- 53.禰原街道
- 54.中村街道
- 55.松山街道
- 56.丸亀街道
- 57.撫養街道（淡路街道）
- 58.出雲街道（石見銀山街道）
- 59.山陰道
- 60.旧津和野街道
- 61.北浦街道（赤間関街道）
- 62.沖縄県 国頭方西海道（くにながみほうせい）
琉球歴史ロマン街道「宿道」